契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　事　名	中神戸地区（東川崎）道路嵩上げ他工事

工事概要

【土木工事】　防潮施設補強工　L=330m

陸閘基礎工　１式

工期　令和４年７月 15 日～令和５年３月 31 日

予算繰越の上は令和５年７月 31 日(122 日)

契約変更の理由

【設計変更】

・施工範囲の増工

本工事で嵩上げする道路は、沿道にマンション、教育施設（小学校や幼保連携認定こども園)、公園があるため、こどもが多く、また近隣には umie 等の商業施設があるため、通行車両も多い場所である。そのため設計段階において、近隣住民と協議を行ったところ、施工中の安全対策、及び施工後の安全性の確保について強い要望があった。それに伴い、道路管理者、所轄警察署と協議を行った結果、規制速度を 40km/h から 30km/h に変更することになったため、設計速度を 30km/h として実施設計を行った。しかし、契約締結後に所轄警察署から、センターラインが入っていること、歩車道の区分がはっきりしていることを理由に規制速度を変更しない旨の連絡があった。それに付随し、道路管理者から、設計速度と規制速度の乖離の是正を求められたため、設計速度を 40km/h に変更したことから、縦断曲線長を延長することに伴い、施工延長も長くなるため、増工となる。

・舗装工の増工

歩道舗装の復旧について、当初発注は現況の透水性インターロッキングブロックを再利用とする原形復旧としていたが、近隣住民へ工事説明会を行ったところ、歩道部の水たまりを解消するよう要望が複数あった。そのため、試掘を行ったところ、インターロッキング及び舗装構成は非透水仕様であることがわかった。また、照明灯の周囲はタイル舗装となっており、原形復旧が困難であることから、道路管理者と協議を行った結果、歩道部の舗装構成を透水性仕様に変更し舗装復旧を行うことになった。それにより、舗装工が増工となる。

・付帯工の増工

当初発注では、小学校の敷地内の擁壁設置に伴い、既設の立入防止柵を撤去し、新設擁壁に市場性の高い立入防止柵を復旧することとしていた。契約締結後、復旧方法について学校関係者と協議をした結果、市場性の高い立入防止柵ではなく、既存と同等品程度で復旧となったため、付帯工が増工となる。

・交通誘導員の増工

本工事は、最大 1m の道路嵩上げを計画している。近隣に umie 等の商業施設があり、通行車両も多い場所であるため、施工時間外の通行止めは解除し、解除前には毎回、仮復旧を行いなが

ら道路嵩上げを行う予定であった。しかしながら、所轄警察署と協議した結果、迂回路先に盲

学校があるため、安全を考慮し、車道の道路嵩上げ期間中は終日通行止めを行い、工期短縮を図ることになった。それに伴い、通行止め期間中は、交通誘導員を常時配置することになったため、交通誘導員が増工となる。

【工期延期】

ハーバーランド南線の設計速度を、30km/h から 40km/h に変更する修正設計を行う必要が生じたため、ハーバーランド南線の作業に着手が困難となった。そのため、設計速度の変更に影響のない工事箇所の施工やハーバーランド南線の作業着手以降、作業員を増やす等、工期短縮を図ったが設計速度の変更に伴う作業着手の遅れを取り戻すことが出来なかったため、工期を１２２日延長する。

（公表様式第６号）